

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社におけるコーポレートガバナンスに対する基本的な考え方は、社会の変化に迅速に対応できる経営をおこない、最も効率的かつ法令、社会倫理規範を遵守し健全である経営体制を作ることです。また、事業活動により価値創造を通じた社会への貢献をおこなうことで社会的責任を果たし、正確かつ公正なディスクロージャーに努め、ステークホルダーへの誠実な対応と、透明性のある経営をおこなうことが重要と考えております。

当社を取り巻く環境として、親会社米久株式会社があります。当社は親会社のグループの中において、業種として居酒屋という独立した部門を構成しております。米久株式会社からは、社外取締役1名、社外監査役1名を招聘しております。社外取締役からは、当社の経営に関し適切かつ有効な意見をいただいております。また、社外監査役は、外部からの視点で当社の経営の監査をおこなっていただいております。

当社は、監査役設置会社形態を採用しております。監査役の選定にあたりまして、常勤監査役は、当業界への理解度、経理及び財務への精通度を中心に考慮し選出しております。また、原則として取締役会に監査役全員が出席するとともに、常勤監査役は、経営会議、本部長会議、案件別会議等、当社の業務執行に係る重要な会議に出席し、取締役の職務執行状況を常に監査できる体制を整えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
米久株式会社	3,900,000	42.89
日本スタートラスト信託銀行株式会社	608,900	6.70
ビービーエイチ フォー フィデリティー ロープライス ストック ファンド(常任代理人 三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	389,700	4.29
株式会社セブンフードサービス	380,000	4.18
麒麟麦酒株式会社	300,000	3.30
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ノーザン トラスト ガンジー ノン トリーティー クライアント(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カस्टディ業務部)	226,900	2.50
チムニー社員持株会	222,400	2.45
和泉 学	204,100	2.24
チムニー取引先持株会	127,900	1.40
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	119,300	1.31

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、ジャスダック 既存市場
決算期	12月
業種	小売業
(連結)従業員数	500人以上1000人未満
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	米久株式会社(上場:東京)
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社の親会社として、米久株式会社(東京証券取引所市場第一部上場)があります。親会社からは、社外取締役1名、社外監査役1名を招聘しておりますが、親会社のグループ企業集団の中で居酒屋という独立した部門を構成し、当社独自の意思決定をおこなっており、上場会社としての独立性を維持しております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
藤井 明	他の会社の出身者									
1 会社との関係についての選択項目										
a	親会社出身である									
b	他の関係会社出身である									
c	当該会社の大株主である									
d	他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している									
e	他の会社の業務執行取締役、執行役等である									
f	当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である									
g	当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている									
h	本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している									
i	その他									

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
藤井 明	平成20年4月に米久株式会社の相談役に就任、平成20年5月に同社代表取締役社長に就任し現在に至っております。平成20年3月に当社の取締役に就任しております。米久株式会社は、当社の発行済み株式の42.9%を保有しております。	当社の経営状況を外部より客観的に判断し、的確な経営への助言を得るための適任者として、招聘しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

毎月1回、定期的に開催している取締役会への出席につきましては、特別な理由(病気等)がない限り全て出席しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

当社監査役は、年初の監査計画策定時、半期ごとにおこなわれている会計監査及び第1、第3四半期決算の監査法人による指導の際に、監査法人と会計監査の状況の確認、監査の計画と進捗状況の検証、また今後の予定等の報告や意見交換をおこなっております。上記以外にも必要に応じ常に連絡を取り合い、監査に必要な情報交換をおこなっております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室におきましては、法令遵守、内部統制の有効性等について法令及び規程等に則り監査をおこなっております。またその報告は代表取締役と報告されるとともに、監査役にも情報提供されております。内部監査室長は、毎月1回開催される監査役会に出席し、監査の状況等について報告をおこない、情報交換をしております。

さらに、年間の計画につきましては両者で検討のうえ決定し、監査の効率化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
植松 勝一	他の会社の出身者									
桑田 和男	他の会社の出身者									

- 1 会社との関係についての選択項目
- a 親会社出身である
 - b その他の関係会社出身である
 - c 当該会社の大株主である
 - d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
 - e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
 - f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
 - g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
 - h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
 - i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
植松 勝一	平成14年3月より当社監査役に就任しております。	税理士という立場から、当社の状況を客観的に監査するとともに、的確な意見や助言をいただけるという判断のもとに選任しております。
桑田 和男	平成19年5月に三菱商事株式会社から米久株式会社に出向、取締役専務執行役員管理本部長に就任しております。平成20年3月に当社監査役に就任しております。また、米久株式会社は、当社の発行済株式の42.9%を保有しております。	長年にわたり、財務を中心に業務をおこなってきた経験を活かし、当社の状況を客観的に監査し、必要に応じて意見や助言を的確にいただけるという判断から選任しております。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

監査役会は毎月1回おこなわれており、原則全員出席しております。また、取締役会にも同様に全員出席しており、必要に応じて質疑、助言等をおこなっております。
また、常勤監査役は、経営会議、本部長会議、案件別会議にも出席をおこなっており、質問や助言をおこなっております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、安定的な収益の確保と継続的な発展を目指しております。従いまして、短期的な業績運動に伴う取締役へのインセンティブは実施しておりません。上記ストックオプションにつきましては、従業員にのみ付与しております。

ストックオプションの付与対象者 従業員

該当項目に関する補足説明

ストックオプションにつきましては、当社の業績の向上と従業員が得られる利益を連動させることにより、業績向上への意欲と士気を高めることを目的に、従業員に付与をおこなっております。付与内容は以下のとおりであります。

新株予約権の発行日 平成18年4月20日
 新株予約権の発行数 1,488個(各新株予約権1個当たりの株式数100株)
 新株予約権の発行価格 無償
 新株予約権の目的たる株式の種類および数 当社普通株式148,800株
 新株予約権の行使に際しての払込金額 1株につき3,610円
 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 537,168,000円
 新株予約権の行使期間 平成20年4月20日から平成23年4月20日
 新株予約権により新株を発行する場合の発行価額のうち資本に組み入れない額 268,584,000円(1株につき1,805円)
 新株予約権の割当対象者数 当社の従業員195名

【取締役報酬関係】

開示手段 有価証券報告書、営業報告書(事業報告)

開示状況 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

該当項目に関する補足説明

平成19年12月期において取締役及び監査役に支払った報酬の内容は以下の通りであります。

社内取締役 定款又は株主総会決議に基づく報酬 5名 82,825千円
 社内監査役 定款又は株主総会決議に基づく報酬 1名 11,100千円

社外監査役 定款又は株主総会決議に基づく報酬 1名 1,140千円
 計 定款又は株主総会決議に基づく報酬 7名 95,065千円
 (注) 1 平成19年12月期末時点での取締役1名と、監査役3名のうち1名は無報酬でありますので上記には含めておりません。
 2 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
 3 支給額には、当事業年度に係る役員賞与19,900千円(取締役5名に対し19,900千円)が含まれております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しまして、取締役会開催において開催日5日前に事前資料の配布をおこなっております。また、各取締役と社外取締役、また常勤監査役と社外監査役は、電話や電子メール等により常に連絡が取り合える状況を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社における業務執行につきましては、毎月1回取締役会を開催し、会社の重要事項、方針等が決定されております。また、毎週1回定期的に経営会議を開催し、会社全体の業務執行に対する管理・統制をおこなっております。更に会社における重要事項につきましては、経営会議で事前協議をおこなった上で取締役会議案として付議しております。

さらに週1回定期的に本部長会議が開催され、経営会議で決定した内容、業務執行状況について報告、承認、指導、改善指示等がおこなわれております。本部長会議の内容を受けて各部門ごとに業務執行をしております。また各本部では必要に応じて会議が開催され、重要事項やその進捗状況、問題点が速やかに報告されるとともに、経営者に伝達される仕組みとなっております。

経営会議、本部長会議以外に、テーマを定めた案件別会議を不定期に開催しております。この会議は、指定したテーマに特化して内容の検討や、現状報告等をおこない、より具体的に改善策を共有する会議となっております。

監査体制としては、内部監査室による監査、監査役による監査、会計監査人による監査を実施しております。

内部監査につきましては、社長直轄の部門として2名で内部監査室を構成しております。内部監査室は、監査役と連携をとりながら年間計画を立て、法令遵守、内部統制の有効性を中心に監査をおこない、社長に直接報告をおこなっております。また、監査実施後問題点はすぐに改善指示を提出し、一定期間後にその改善状況についての監査をおこなっております。

監査役につきましては、取締役会に毎回出席し質疑や助言をおこなっております。また、監査役会を毎月1回開催し、取締役会、取締役の業務執行状況について協議をおこなっております。更に、四半期に一度、社長との面談をおこない、経営状況の確認や情報の交換等を実施しております。

会計監査につきましては、監査法人トーマツを会計監査人として選出し、正しい経営情報を提供するとともに、監査役、内部監査室との情報交換も常におこなうことができる体制を整え、公正普遍的立場から監査ができる環境を構築しております。また、半期及び通期の決算における監査以外に、第1、第3四半期の決算期におきましても、検証、助言をいただくこととしており、より正確な情報提供ができる体制を構築しております。なお、会計監査業務を執行した公認会計士の氏名等及び平成19年12月期の監査報酬等は以下の通りであります。

業務を執行した公認会計士の氏名等	指定社員 業務執行社員 浅野裕史
	指定社員 業務執行社員 嶋原泰貴
所属監査法人名	監査法人トーマツ
監査業務にかかる補助者	11名(公認会計士3名、会計士補5名、その他3名)
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の金額	20,000千円
上記以外の報酬(四半期開示に係る検討及び指導に対するもの等)	17,800千円
合計	37,800千円

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算公表時(8月)及び期末決算公表時(2月)に決算説明会を開催しております。また、各四半期ごとの決算開示後に一定期間を設けて個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.chimney.co.jp)の「IR情報」内におきまして、適時開示資料、月次売上速報等を公表しております。	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部財務部でおこなっております。事務連絡責任者は、財務部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	子供たちの未来を応援する「夢の架け橋プロジェクト」に協力をおこなっております。

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業倫理憲章として以下の3点を制定しております。

1. 法令・社会倫理規範の遵守
2. ステークホルダーへの誠実な対応と透明性のある経営
3. 事業活動による価値創造を通じた社会への貢献

上記の企業倫理憲章と、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備しております。

内部統制システムについての基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務執行が、法令・定款に適合することを確保するための体制
 - a) 企業倫理憲章を、経営最高責任者より繰り返し、全役職員に伝達し、法令遵守及び社会倫理の遵守を、当社企業活動の前提とすることを徹底します。
 - b) コンプライアンスを所管する統括責任者として、コンプライアンス担当役員を配置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努めます。また、コンプライアンス上の重要な問題については、経営会議において審議し、その結果を取締役に報告をおこないます。また、各本部または至・部門を統括する役員は、固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化します。
 - c) 全役職員においてコンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに人財本部総務部に報告をおこないます。また、全役職員が、直接報告することを可能とするホットラインを設置し、報告・通報を受けた総務部は、その内容を直ちに調査し、必要な措置を担当部門と協議の上、コンプライアンス担当役員に報告し指示を受け、全社的に再発防止策若しくは予防策を実施します。
 - d) 職員の法令・定款違反行為に関しては、総務部経由人財本部に処分を求め、役員は法令・定款違反行為に関しては、別に設ける委員会において、取締役会に具体的な処分を答申します。
2. 取締役の職務に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理の全社的な統括責任者は、管理本部長とし、当会社文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電磁的記録媒体に記録、保存をおこないます。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとします。なお、文書管理規程の改定等の事項に関しては、当会社経営会議より、監査役会にその内容を答申します。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
別に定める危機管理規程により、当社のリスクカテゴリーを決定し、当該リスクカテゴリー毎に、その責任部署を定め、危機管理担当役員を統括責任者として、人財本部総務部が、当会社全体のリスクを網羅的・総括的に管理をおこないます。新たに発生したリスクに関しては、人財本部総務部が経営会議に答申し、速やかに担当部署を決定します。更に、内部監査室において各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に、総務部経由人財本部長に報告し、その改善策については、経営会議経由取締役会において審議・決定します。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
以下の各号に定める内容において、取締役の職務の執行の効率化を図るものとします。
 - a) 組織規程及び職務権限規程に基づき意思決定ルールの整備策定。
 - b) 経営会議における決裁ルールの整備策定。
 - c) 現在実施している、取締役会による中期経営計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定に関する事項に関して、更に整備を進め、IT(情報技術)を活用した月次・四半期業績管理業務の更なる精度の向上。
 - d) 取締役会、経営会議、本部長会議並びに案件別会議等の会議体による月次業績に関する改善策の効率的実施。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
取締役は、当社及び親会社を含む米久グループ各社に適用される「グループ経営ルール」に則り、内部統制に関する担当部門を定めるとともに、当社及び米久グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、各種の指示・要請の伝達や実行が効果的に行われる体制を整備します。
6. フランチャイズ店舗(以下、F C店舗という)における業務の適正を確保する体制
 - a) F C店舗における内部統制の構築に関しては、当会社F C事業本部長がこれを担当し、内部統制に関する固有の問題について、総務部経由人財本部長へ答申し、協議並びに情報の共有化を図り、その改善については経営会議若しくは取締役会にて決定し、その指示、要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制の整備を進めます。
 - b) 内部監査室は、F C店舗における内部統制に関する固有の問題について、改善が必要な場合には、その内容を、F C事業本部担当役員並びに総務部経由人財本部長に報告し、F C事業本部は、当該改善策の指導、実施の支援・助言を行うとともにその体制の整備を進めます。
7. 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役会において、必要に応じ、専属の使用人を1名ないし2名配置し、監査業務を補助させるものとします。また、この専属の使用人に関しては、会計に精通した人材を配置し、この使用人の人事異動については、事前に当会社の人事を担当する人財本部長より報告を受けると共に、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を申し入れることができるものとします。また、当該使用人を懲戒に付する場合には、人財本部長は、あらかじめ監査役会の承諾を得るものとします。
8. 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
 - a) 監査役会に報告すべき事項を定める規程を、監査役会と協議の上制定し、取締役は、以下の各号に定める事項を報告するものとします。
 - 1) 経営会議で決議された事項。
 - 2) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項。
 - 3) 毎月月次の経営状況における重要な事項。
 - 4) 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項。
 - 5) 重大な法令・定款違反。
 - 6) コンプライアンスホットラインの通報状況及びその内容。
 - 7) 前各号に定める他、コンプライアンスに関する重要な事項。
 - b) 当会社の使用人は、前項第2号、第5号に関する重大事実を発見した場合には、監査役に直接その事実を報告することができるものとします。
9. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役会に対して、必要に応じ、独自に顧問弁護士を雇用し、若しくは専門の弁護士、公認会計士を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力との関係は一切持たないという信念を有し、将来にわたり反社会的勢力との関係を一切持たないことを基本的な考え方としております。

社内では、各会議におけるセミナーの実施、朝礼等において従業員全員への周知、また採用時には質問事項の一つとして確認をおこなっております。

各取引先につきましては、契約時に外部調査機関を利用し健全な経営がおこなわれていることを確認した上で取引をおこなっており、反社会的勢力との関係が発生しないように取り組んでおります。さらに、社団法人警視庁特殊暴力対策連合会への加盟や所轄の警察署の相談窓口との関係強化、顧問弁護士等との連携強化等に努め、体制を整備しております。

■ その他

1. 買収防衛に関する事項

当社におきましては、買収防衛策に関する事項につきましては該当はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後のコーポレート・ガバナンスの体制につきましては、企業倫理憲章に基づき、法令・社会倫理規範の遵守、ステークホルダーに対する誠実な対応と透明性のある経営、事業活動による価値創造を通じた社会貢献を継続していくと考えております。
また、社会情勢の変化に迅速に対応できる経営を継続していくことが、今後の課題と考えております。

【参考資料：模式図】

